

時事新報

山縣伯の歸京に就て

山縣伯は先頃より京坂地方漫遊中の處、其筋よりの御召に由り一昨々日歸京したる伯の一去一來何も怪しむに足らずと雖も、政海昨今の模様と云ひ殊に其筋の御召と云ひ自から多少の意味なきを得ざるが如し或は目下議會の景況甚だ穢かならずして今後の成行次第、事宜に據りては斷然の處置なきを期す可らず其邊の事情より伯の歸京を要するに至りたるものなりとの説もあれども事實に據りて云々と今日急務の事情に非ず其邊に就ての相談とあらば伯が漫遊出立の前に、幾め打合せもある可き筈なり且議會の現狀を見るに此先の成行は勿論困難に相違なれども差當り切迫の事情あるに非ざれば若し議會の一方に對するの相談のみとあれば此際遽に伯の歸京を促すの必要もなきに似たり竊に我輩の想像を以てすれば其必要は對議會の爲めのみならず政府の内情に關して部内の人心鎮靜の爲めなる可しと推測するものなり政府近來の舉動何となく民論を容るゝの傾きを呈したるより部内に於ける一派の人々の感情を損したるは明白の事實なるのみならず彼の官紀振蕩の問題の如き議會の表面より發したるものなれども其原因は自から他に存して部内の物議は一層熾しきものあるが如し聞く所に據れば現に山縣伯の如きも京坂漫遊の前、政府の方針に就て當局者何か議論ありたるよし或は國民議會が近來遽に氣色を換へて政府に反對の勢を現はしたるが如きも自から原因する所ありとの説さへもなきに非ず兎に角に一派の人々が當局者の舉動に對して不平なるは明白にして其不平は議會の反對と共に次第に聲を高めて政府は恰も腹背に敵を受けるの姿となり形勢容易ならざる處より據ら山縣伯を呼返して部内鎮靜の衝に當らしめんとするの内情には非ざるかと雖も推量運らざるものなり伯は今政府の内に伊藤伯と對立して自から一派の首領たる地位に立つものなれば若し他の態度に應じて自から其衝に當るに於ては一方の不平を鎮靜するも難きに非ず伯にして從來の行掛を忘れ一臂の力を假すに至れば當局者は茲に内顧の慮を免れて恰も百萬の援兵を得たるの思ひを爲すもならん此際伯の覺悟は果して如何なるべきや圖するに三四年前山縣伯が當局の時、に當り今の伊藤伯は所謂黒幕の地位に安んじ表面には全く關係なきが如くにして内實は竊に相輔るの約束もありしやなれども國會難局の場合に際しては故らに遠ざかりて却て傍觀の地位に立ち其際何と名状も難き程の苦味は時の當局者の飽きでも嘆したる所なる可し今の山縣伯は恰も當時の伊藤伯の地位に立つものにして目下の關係も甚だ相似たる所あれば若し前伯の例に倣ふて今更ら御相談は御免を蒙るとわれれば夫れまでのみならず伯は忠實一偏の人なり他の急を見て之を傍觀するが如き到底出來ざる性質なれば當局者より折入ての懇談とあれば是迄の行掛は果し一角一片の義憤心自から禁する能はず或は一方の任を引受人に至るもならん畢竟當局者此場合に當りては伯の歸京を促したるも平生の義憤心を遂げずして事の成否を算したるが爲めなる可し若し伯に在りては其の算を承知せんか其一掃は山の如し現政府は在りては其の算を免れて一先づ蘇生の思を爲すもならん

官報

勅令

陸軍兵方面條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ

明治二十六年十二月十六日

陸軍大臣伯耆大山巖

勅令第二十四號
陸軍兵方面條例
第一條 陸軍兵方面ハ陸軍大臣ノ管理ニ屬シ陸軍所屬兵隊機關ノ購買貯蔵...

陸軍兵方面條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ

明治二十六年十二月十六日

陸軍大臣伯耆大山巖

勅令第二十四號
陸軍兵方面條例
第一條 陸軍兵方面ハ陸軍大臣ノ管理ニ屬シ陸軍所屬兵隊機關ノ購買貯蔵...

陸軍兵方面條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ

明治二十六年十二月十六日

陸軍大臣伯耆大山巖

勅令第二十四號
陸軍兵方面條例
第一條 陸軍兵方面ハ陸軍大臣ノ管理ニ屬シ陸軍所屬兵隊機關ノ購買貯蔵...

陸軍兵方面條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ

明治二十六年十二月十六日

陸軍大臣伯耆大山巖

勅令第二十四號
陸軍兵方面條例
第一條 陸軍兵方面ハ陸軍大臣ノ管理ニ屬シ陸軍所屬兵隊機關ノ購買貯蔵...

陸軍兵方面條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ

明治二十六年十二月十六日

陸軍大臣伯耆大山巖

勅令第二十四號
陸軍兵方面條例
第一條 陸軍兵方面ハ陸軍大臣ノ管理ニ屬シ陸軍所屬兵隊機關ノ購買貯蔵...

陸軍兵方面條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ

明治二十六年十二月十六日

陸軍大臣伯耆大山巖

勅令第二十四號
陸軍兵方面條例
第一條 陸軍兵方面ハ陸軍大臣ノ管理ニ屬シ陸軍所屬兵隊機關ノ購買貯蔵...

